大阪市告示第1473号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、大阪都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意 見書を提出することができる。

令和7年10月30日

大阪市長 横山 英幸

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の決定に係る土地の区域

(萩之茶屋一丁目地区地区計画)

大阪市西成区萩之茶屋一丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

- 4 意見書の提出方法及び提出先
 - (1) 提出方法

送付、持参又は大阪市行政オンラインシステムとする。

(2) 提出先

3に同じ

(計画調整局計画部都市計画課)